国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和6年2月5日 15 時 30 分
近 畿 地 方 整 備 局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社カンプロに対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商　号　:　株式会社カンプロ

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

(株)カンプロの元代表取締役は同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法等により所得を秘匿した上、3事業年度にわたって虚偽の確定申告書を提出し、法人税及び地方法人税を免れた。

これにより令和5年4月14日に神戸地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)、同社は罰金900万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

＜取扱い＞　――――――

＜配布場所＞　近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞
国土交通省　近畿地方整備局
建政部　建設産業第一課　課　長　征矢（そや）　道仁（みちひと）　（内線6141）
課長補佐　小園（こぞの）　賢大郎（けんたろう）　（内線6144）

電話　06－6942－1141（代）
06－6942－1059（夜間直通）

令和６年２月５日
近畿地方整備局建設産業第一課

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく監督処分を行いました。

記

１．処分対象業者

商　　　号：株式会社カンプロ
許可番号等：国土交通大臣（特－３）第２８１０４号
代表者氏名：永井　和彦
本店所在地：兵庫県西宮市津門飯田町３－２６

２．処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令
１）期間
令和６年２月２０日から令和６年２月２６日までの７日間

２）停止を命ずる営業の範囲
全国における建設業に係る営業の全て

３．処分理由

(株)カンプロの元代表取締役は同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法等により所得を秘匿した上、３事業年度にわたって虚偽の確定申告書を提出し、法人税及び地方法人税を免れた。

これにより令和５年４月１４日に神戸地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年（執行猶予３年）、同社は罰金９００万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。